

工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の当初請負金額が500万円を超える請負工事とする。

(評定者)

第3 評定者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 山口県工事執行規則第2条第8号に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）
- (2) 工事技術検査実施要綱第3条に規定する技術検査を行う者（以下「技術検査職員」という。）

(評定の内容)

第4 評定は、工事の施工状況、目的物の品質及びVE提案等について行うものとする。

(評定の方法)

第5 評定は、工事ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
2 評定は、別に定める「工事成績評定表」により行うものとする。

(評定結果の報告)

第6 監督職員は、工事完成後速やかに、評定結果を技術検査職員に提出するものとする。
2 技術検査職員は、工事の完成検査を完了したときは、当該工事に係る評定の結果をとりまとめて「工事成績評定表」を完成し、山口県工事執行規則第2条第5号に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）へ報告するものとする。

(評定結果の通知)

第7 契約担当者は、第6第2項の報告を受けて、評定の結果を別記第1号様式により、当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第8 契約担当者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められるときは、修正するものとする。
2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を別記第1号様式により、当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9 契約担当者は、第7又は第8第2項の通知を受けた者から、評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。
2 第7又は第8第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、契約担当者に対して評定の内容

について説明を求めることができる。

- 3 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、別記第2号様式により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年 4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

(契約の相手方)

様

〇〇土木（建築）事務所長

工事成績の評定結果について（通知）

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

評定の結果に疑問があるときは、下記の問い合わせ先に対して説明を求めることができます。

また、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、その疑問の旨を付して、書面により、説明を求めることができます。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期

4 完成技術検査年月日 令和 年 月 日

5 工事成績評定
評定点 点
(項目別評定点は別表のとおり)

6 問い合わせ先及び送付先
(発注機関の担当部署)
連絡先 (住所、電話番号等)
〇〇事務所 総務課

別表

項目別評定点

| 考査項目・細別 | | 評定点 / 満点 |
|-------------------|-----------|-----------|
| 施工体制 | I. 施工体制一般 | 点 / 0.75点 |
| | II. 配置技術者 | 点 / 0.9点 |
| 施工状況 | I. 施工管理 | 点 / 3.25点 |
| | II. 工程管理 | 点 / 2.6点 |
| | III. 安全対策 | 点 / 3.9点 |
| | IV. 対外関係 | 点 / 0.9点 |
| 出来形 及び 出来ばえ | I. 出来形 | 点 / 5.6点 |
| | II. 品質 | 点 / 8.1点 |
| | III. 出来ばえ | 点 / 2.5点 |
| 高度技術 | 高度技術力 | 点 / 3.0点 |
| 創意工夫 | 創意工夫 | 点 / 1.5点 |
| 社会性等 | 地域への貢献等 | 点 / 2.0点 |
| 加減点小計 | | 点 / 35.0点 |
| 基本評定点 (65点+加減点小計) | | 点 / 100点 |
| 法令遵守等 (減点のみ) | | 点 |
| VE評価 (VE追加点+5点) | | 点 |
| 評定点 (四捨五入による整数) | | 点 |

※「ICT活用工事、働き方改革、建設キャリアアップシステム(CCUS)活用、建設DX活用」の場合は、「工事特性」と「創意工夫」の配点について、それぞれ「2.0点満点」「2.5点満点」と読み替えてください。

(契約の相手方)

様

(契約担当者)
〇〇土木(建築)事務所長

工事成績評定に係る説明について(回答)

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答

〇〇 事務所長 〇〇

(受注者)

〇〇

工事成績評定に係る説明請求について

令和 年 月付け〇〇第 号で通知のありました工事成績評定の内容について、下記のとおり説明を求めます。

記

- 1 工事名
- 2 施工場所
- 3 説明要求事項

(請求事項を具体的に記述する。)

担当者：
電話番号：